

がん対策推進条例案についての意見募集の結果

山口県議会では、山口県がん対策推進条例案の概要に関し、広く県民の皆様から御意見の募集を行いました。

現在、「政策立案等検討会」において条例化に向けた作業を進めておりますが、お寄せいただきました御意見と、それに対する検討会としての考え方を公表します。

御意見をお寄せいただきました方々に厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも、県議会の活動に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 26 年 9 月 25 日

がん対策推進条例に関する政策立案等検討会

会 長 新藤 精二

副会長 石丸 典子

委 員 新谷 和彦、二木 健治、友広 巖、笠本 俊也、岡村 精二

橋本 尚理、戸倉 多香子、木佐木 大助、井原 寿加子

実施結果

- 1 意見の募集期間 平成 26 年 8 月 6 日(水)から平成 26 年 9 月 5 日(金)
- 2 意見の件数 5 名 6 件
- 3 意見の内容と検討会の考え方

No.	ご意見の趣旨	検討会の考え方
1	<p>がんの「予防」ということで関連条文の中に、「喫煙」が取り上げられているが、喫煙するか否かは、喫煙者の『自由な意思決定』であり、喫煙者の自己責任だと思う。</p> <p>「喫煙」を止めること、すなわち「禁煙」が「がん」予防になると誤解されるような条文は、好ましいとは思えないため、「喫煙」の字句は、削除されるべきである。</p> <p>(同旨 2 件)</p>	<p>ご指摘のとおり、喫煙するか否かは喫煙者の自由な意思決定であり、本条例で禁煙を強制しようとするものではありません。</p> <p>しかしながら、喫煙とがんの発症との因果関係については、国際がん研究機関（IARC）などにより数多く報告されており、がん対策基本法第 12 条においても例示されておりますことから、本条例においても生活習慣の例示として食生活や飲酒などと併せて記載させていただくこととしています。</p>
2	<p>「がん検診の推進」については、県民一人一人が「がん検診」の重要性についてしっかり理解、意識して、検診を推進していく必要があると思う。</p> <p>県民へのがん検診の有効性などの普及啓発に努めるとともに、仕事をしている</p>	<p>がん検診の受診を促進するために、がん検診に関する普及啓発、がん検診を受診しやすい環境の整備は、大変重要な対策のひとつであると考えております。</p> <p>このため、第 6 条に、県民の皆様</p>

	<p>方、育児に忙しい主婦の方、高齢者の方など、様々な生活スタイルの方が、がん検診を受けやすくなるような環境整備を進め、がん検診の受診率が向上していくことを期待している。</p> <p>なお、がん検診を受診している女性の一人として、女性の検診を担当する医師が女医であれば行きやすくなると思うので、がん検診を受けやすい環境整備に当たっては、こうしたことも含めて受診者の思いにも配慮しながら進めていただきたい。</p>	<p>極的にがん検診を受診していただくよう規定するとともに、第10条に、がん検診の促進に資する施策を講ずる旨の規定をすることとしています。</p> <p>いただいたご意見は、今後、がん対策を具体的に推進していく上で、議会における審議の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>がんについての正しい知識について、子どものころから教育し、理解を深めていくことは、がんの予防の推進につながるとともに、親など大人への波及効果もあると思う。</p> <p>学校などで、専門的な知識を持った方や、がんを経験された方などの話を聞かせるなど、がんに対する正しい知識と理解を深めるための教育を推進していただきたい。</p>	<p>県民の皆様は、がんについての正しい知識を身につけていただくことは、がんの予防やがん検診の受診を促進するために、大変重要であると考えております。</p> <p>このため、第11条に、ご指摘にもあるように、教育機関のみならず保健医療福祉関係者やがん患者及びその家族等により構成される民間の団体等と連携して、がんに関する教育を推進する旨の規定をすることとしています。</p> <p>いただいたご意見は、今後、がん対策を具体的に推進していく上で、議会における審議の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>安心して適切な医療を受ける環境が整っていることが生活に安心感を与え、非常に重要であると考えてるので、県全体で、すべての県民がその居住する地域にかかわらず、適切ながん治療を受けることができるよう、専門的な医師、看護師等の確保・充実や医療技術の高度化、病院間の連携強化など、がん医療提供体制の一層の整備・充実を図っていただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、居住する地域にかかわらず、適切ながん医療を受けることができるための環境整備は、大変重要な対策のひとつであると考えております。</p> <p>このため、第12条に、人材の育成・確保や拠点病院の整備をはじめとした、がん医療の充実を図るための施策を講ずる旨の規定をすることとしています。</p> <p>いただいたご意見は、今後、がん対策を具体的に推進していく上で、議会における審議の参考とさせていただきます。</p>